

第15回津地区合併協議会（法定）

会議録（要旨）

日 時 平成15年12月4日（木）午後6時00分～午後8時6分
場 所 津市役所 8階 大会議室
出席者 津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村の各市町村長及び市町村議会の代表者、三重県津地方県民局長、鈴木秀昭委員、織田深雪委員、木下美佐子委員、塚澤監査委員、森下監査委員

1 開 会 事務局長あいさつ

2 会長あいさつ

どうも皆さん、こんばんは。もう12月になってしまいました。皆さん方、今、ちょうど、それぞれの各市町村議会だと思えます。お忙しいところとは存じましたけれども、いろいろ、ご相談をいたしたいことがあるので、お願いをいたしました。ご参集いただきまして、ありがとうございました。15回になりました。最近の報道ですけれども、小泉さんの財政構造改革、1兆円減額というような話も出てきておりますし、税金を委譲してくれというの、5千億円ということになると、その中の5千億円はいったいどうなんのかなと。これから、いろいろ、議論のあるところでしょうけれども。そういう話に象徴されるのが今の地方行財政の厳しさかなと思えます。おそらく、1兆円引く5千億円の差の5千億円は、やらなくていいものを地方は、それぞれ削れということになると思えますけれども。まるっきり、そうは行かず交付税措置なんかがあったとしても、やはり厳しいのを覚悟しなきゃならんのかな、なんて思いました。それは、やはり、今ご相談を申し上げております、まちづくり計画の財政計画にも影響してくるもんだ。こんなふうに思えます。なかなか、一つひとつの動きをそういった計画に、その度に織り込んで行くというのは、なかなか難しゅうございますけれども。大きい方向というのは、やはり、つかんでおかなければいけないかな。なんて思っておりますので、また、このまちづくり計画の最終案の作成に向けて、今ご協議をお願いしていきますけれども。どうも、また、そんな観点でもお考えになっていただければ、こんなふうに思えます。今日は報告事項が4件、それから、前回ご提案を申し上げました協議事項が5件でございますので、お忙しいところ恐れ入りますが、また、格別のご協力をお願いしたいと思います。それでは、ご挨拶はこの程度にいたしまして、中に入らせていただきます。ありがとうございました。

事務局長 ありがとうございます。会議に入ります前に、安濃町におかれましては、任期満了に伴う町長選挙が実施され、11月30日付けをもって海野町長が第2期目を再選のうへ、ご出席いただいておりますので、ご紹介いたします。

海野委員 ただ今、川上局長からご紹介をいただきましたように、去る11月25日の告示の、安濃町の町長選挙におきまして当選をさせていただきました海野でございます。今後とも、格別よろしくお願いを申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

事務局長 ありがとうございます。それでは、会議次第の3に入ります前に、協議会規約第9条第2項におきまして、会長は会議の議長となるとありますので、恐れ入りますが、会長、議長席までお願いいたします。なお、本日、渡邊委員からご欠席との連絡をいただいておりますのでご報告いたします。

会 長 それでは、津地区合併会規約第9条第2項の規定によりまして、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いを申し上げたいと思います。それでは、本日の議事に入らせていただきます。今日の会議は委員24人のご出席で、津地区合併協議会規約第9号第1項の規定を満たしております当会議が成立しておりますことを、ご報告をいたします。それでは、次に、今日の会議録の署名委員をお願いを申し上げます。安濃町長の海野さん、それから、香良洲町議会町村合併調査特別委員会委員長の藤川さん、それから、3号委員からは鈴木委員さんの3名にお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。それでは、報告第59号を事務局から説明をさせまして、議事に入らせていただきます。じゃ、どうぞ。

3 議 事

(1) 報告事項

- ・報告第59号 津地区合併協議会歳入歳出の中間監査について
資料に基づき事務局長から報告

会 長 事務局の説明は以上のとおりです。この歳入歳出決算書につきまして、11月21日に中間監査を実施いたしました。監査委員の審査を受けておりますので、審査結果の報告をお願いをいたしたいと思います。

塚澤監査委員 それでは、ご報告申し上げます。平成15年度津地区合併協議会中間監査について、ご報告を申し上げます。監査委員、私、塚澤正は、森下誠監査委員と共に津地区合併協議会規約第13条に基づき、平成15年11月21日津リージョンプラザ第2会議室に於いて、平成15年4月1日から平成15年10月31日までの平成15年度津地区合併協議会中間監査について、歳入歳出計算書並びにその関連帳票を監査した結果、掲載記載されたとおり正確、かつ適正であることを認めました。以上です。

会 長 どうもありがとうございました。それでは、歳入歳出決算の内容につきまして、ご意見、ご質疑がございましたら、お願いをいたします。特にございませんか。はい。それでは、報告第59号につきまして、ご承認をいただきますでしょうか。ありがとうございます。塚澤委員さん、森下委員さん、ありがとうございました。お礼を申し上げます。それでは、報告第59号、平成15年度津地区合併協議会歳入歳出決算書につきまして、原案どおり承認といたします。それでは、続きまして報告第60号と報告第61号につきまして、事務局から併せまして説明をさせます。はい。

- ・報告第60号 総務・企画部会広報分科会の事務事業調整方針について
- ・報告第61号 産業労働部会労政分科会の事務事業調整方針について
- ・報告第62号 産業労働部会水産分科会の事務事業調整方針について
資料に基づき事務局長から報告

会 長 ただ今、60号から62号までのご報告を申し上げます。それでは、ただ今の報告につきまして、ご質疑がございましたら、お願いをいたします。よろしゅうございませうか。特にございませんようでしたら、説明した内容でご承認をいただけますでしょうか。

(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、60号から62号につきましては、原案どおり承認といたします。報告事項は以上です。それでは、今日の協議事項に入ります。

先ず、協議第 42 号、介護保険の取扱いにつきまして、でございます。この内容は、今までのことについて。議事の進め方。はい、それじゃ、どうぞ。

木下委員 はい、すいません。貴重なお時間を。ちょっと、私一言言わせていただきたいと思って書いたものを持ってきましたので、読まさせていただきます。ここ、数回の協議会の内容に対して、少し、私も感じる場所がありまして、申し述べたいことがあります。当初より意識を変えないといけないということは、議長始めいろんな方がおっしゃっていることなんですけれども、これまでの議論に、どのくらい変革を意識した根幹なる議論が出来た。ということ、出来たかどうかということ、考えたいと思ひまして、今述べさせていただきますと思うんです。前に一度出た話ではありますけれども。地域を大事に思うということは、誰しも思うことで、誰しもが理解できることではあるんですが。この場では、1 地域の最適化ということを狙うのではなくて、1 地域は本当に申し訳ありませんけれども、ほどほどでも、全体が最適になるということを考えて、10 もの市町村が合併するということは、本当にたいへんだということは、私も今とても感じているんですが。そういった意識で、ひとつにまとまっていけないと、とてもこの先控えている多大な問題に良い方向への答えが見出せるか、否か、とても危惧しているところなんです。いろいろ、思うところがありますけれども。何れにしても、合併を良いチャンスと捉えて、いっそう意識を変えて、取り組んでいくという姿勢が問われているのではないかなと、私は思いました。すいません。貴重な時間をありがとうございました。

会 長 はい、ありがとうございました。ものの考え方につきまして、今、木下委員からお話がありましたが、今のご意見をお聞きになって、何かご意見があれば、よろしゅうございますか。はい。それでは進めましょう。

(2) 協議事項

・協議第 42 号 介護保険事業の取扱いについて

会 長 協議第 42 号は、介護保険事業の取扱いについてでございます。この内容は、介護保険料の賦課徴収事務についての項目です。調整の内容といたしまして、現行のまま新市に引き継ぐといたします。具体的な内容といたしましては、現行の介護保険事業計画をそのまま新市に引き継ぎますことから、第 1 号被保険者の保険料については、不均一賦課によることとし、現行計画の終了時まで、これは平成 17 年度までですが、現行のとおりといたします。その後新市といたしまして、平成 18 年度から 3 年間の事業計画を策定して、新料金を調整をします。こういうことになっていくことはご承知だとは思いますが、こういったような調整内容でございますが、このことにつきまして、ご質疑がございましたら、お願いをいたします。はい、一志町さん。

豊田委員 この介護保険料賦課調整事務の関係でございますんですけれども。現在、一志町は、芸濃町さんもそうだと思うんですが、介護保険料の減免措置をやってあります。そういうことで、現行のまま新市に引き継ぐという形であれば、一応、この介護保険の減免措置を続けていただきたいと思う訳でございますが、これにつきましては、何か他の分科会の項目でこれから検討されるというふう聞いておりますので、その点事務局の方、よろしくお願ひしたいと思います。

会 長 それでは、このことは今日入っていませんね。減免の措置については、どうですか。部会長さん。それで、今、一志町さんの意見を伺われて、ご意見があったら、お話をなさっておいてください。何れ報告事項に入ってくると思ひますけれども。

福祉保健部 福祉保健部会長でございます。先程のお話の介護保険料の減免徴収猶予の項目でございます。この項目は別に介護保険分科会の 23 番で取り上げて協議をいたしております。その内容といたしまして、先程お話のように今日の項目に上がっておりませんので、ちょっと、ご説明申し上げますと、いわゆる、10 市町村とも制度上の減免なり、

徴収猶予の制度は行っております。それに加えて、先程のお話の芸濃町さん、それから、一志広域連合さんへ加盟の香良洲町さん、一志町さん、白山町さん、美杉村さん、この5町村が独自の減額措置を加えて、実施をされております。私ども分科会、それから、専門部会におきましては、協議の結果、津市、久居市等の例による。合併と同時に、すなわち、新市の保険料としては独自の減免措置は行わないというふうな協議結果でございました。その協議結果を幹事会に上げさせていただきまして、20日開催の幹事会におきまして、一志町さんから、先程のご指示のご質疑がございまして、私の方から、この制度につきましては、法律上認められております要介護認定において、低所得料の負担の軽減に対応する方法で調整を行ってまいりましたというふうなご報告を申し上げ、ご確認を幹事会の方でいただいております。以上が経過でございます。

会 長 経過をお話いたしました。今ということではございませんが、今、部会のものが申し上げました内容を、また、よくご吟味をいただければ、この次、ご議論をいただく時にスムーズにいくんじゃないかと、早くいくんじゃないかと思っておりますので、どうぞ、よろしく願いをいたします。以外、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

(異議なし)

会 長 それでは、協議第42号につきまして、ご異議がないようでございますので。原案どおりの内容で確認いたします。

- ・協議第43号 各種事務事業の取扱いについて
ごみ対策関係(その2)

会 長 それでは、次にまいります。43号、各種事務事業の取扱いについて、ごみ対策関係その2の協議をお願いをいたしたいと思っております。この内容は、家庭ごみの収集ステーションの設置状況、それから、ごみ処理施設操業に関する協定の2項目です。先ず、家庭ごみの収集ステーションの設置状況に対する調整の内容といたしまして、新市に移行後も当分の間、現行のとおりとして、随時調整をすると、こういうふうにしてございまして、合併後、3年程度を目途と、こういうことにしております。具体的な内容といたしまして、収集ステーションの管理等につきましては、当分の間、現行どおりとして随時調整。補助金につきましては、新市における一体性、それから、公平性を確保する観点から、取扱いを統一をいたしまして、それぞれの自治会が管理するものを対象にして、補助金限度額の事業費の1/3、上限を15万円として、合併と同時に新たな制度を制定をすると、こういうふうにしてしております。それから、ごみ処理施設操業に関する協定についてですが、新市の域内に4施設があります。調整の内容といたしまして、現行のまま新市に引き継ぐとしております。具体的な内容といたしまして、それぞれの施設に設置時の経過もございまして、現行のまま新市に引き継ぐとしておることです。ざっと申し上げましたけれども、少し、突っ込んだところも、それぞれ、幹事さんからお聞きになってらっしゃると思っておりますので、それでは、私が申し上げましたこと以外にも質疑がございましたら、先ず、お願いをしていきたいと思っております。いかがでございましょうか。はい、辻議長さん。

辻委員 久居市の辻です。今日のご苦労様です。久居市の特別委員会で意見が出ましたので、報告をさせていただきます。久居市は、自治会の家庭ごみ収集ステーション設置に対し、事業費の2/3の補助を行っております。今度の調整案では、事業費の1/3、上限を15万円となっております。久居市の現状はステーション、今日も生ごみの収集を見ておりますと、久居市の市内の方は個別収集、ごみステーションを設置すること

が、なかなか難しくパッカー車の方も3人が、車がたくさん通るところを、いろんな苦勞をしながら、とっておみえでございまして、なかなか町中はステーションを建てるのが難しいございます。また、私の地区も中途半端な農村でもあり、街でもございますが、土地をお借りいたしまして、そこへステーションが設置されております。やっと、2 / 3の補助をいただきましたので、私の地区、ワースト3でございましたが、今、ワーストと違ってグットな一番良い収集の地区になりまして、このごみ収集、本当に自治会長さん、日夜闘い続けられまして、今日もずっと回ってきたんですが、本当にきれいなごみ収集になっております。ただ、個別収集をしているところが、たくさん、市内にございまして、それを見ておりますと、環境の問題やいろんなことに関しまして、ちょっと、これからは、ごみステーション、いろんな面で、私は設置しなければならなくなってくるんじゃないかなと思いますし、自治会長さん、今、この1、2年このためにすごく努力をされておりました。また、これからも努力が必要でございまして、1 / 3になりますと、ちょっと、そういう面で、という意見が特別委員会、議員さんの中から出ましたので、ご報告を申し上げます。ただ、3年程度、合併後とおっしゃって、今はそのまま行くということでございまして、どのようなご意見なのか、お聞きいたしたいと思います。

会 長 はい、久居市さんの特別委員会のご意見、それから、私がお説明申し上げたのも、ちょっと、お分かりにくかったので、ご質問があったのかと思いますが、それでは、ちょっと、専門部会、補足をしていただけますか。

環境部会 環境部会の部会長をさせていただいております津市の長谷川と申します。先程、おっしゃいました調整内容でございまして、ごみの分別、或いは、収集方法につきましては、これを調整するのに時間がかかりますことから3年程度、現行のまま収集体制をそのまま行くと。ただし、ごみ集積所の補助金につきましては、一応、この具体的内容欄のとおり統一をさせていただくとという調整をしたものでございます。

会 長 すいませんが、それは大体申し上げたので、どういうふうな議論で、こういうステーションに補助金を出してない所もあるし、久居市さんのように、2 / 3出してらっしゃる所もある。それが皆さんのご相談の結果、ぼくが申し上げたような形に、どういう経過でなってきたのかを説明をしてあげていただいけませんか。

環境部会 ごみステーションにつきましては、おっしゃいましたように、ごみ収集の効率化、或いは、合理化等から各市町村とも推奨されているものでございます。自治会の方々にはたいへんご協力をいただいて、お骨折りをいただいているところであります。ごみステーションに設置いたします集積所、集積庫のような施設でございまして、これにつきましては、スペース、維持管理、その他地域の実情等を勘案いたしまして、自治会等で設置を検討していただき、費用も負担していただいているというのが、各市町村の実態、現状でございまして、こうした費用負担を軽減いたしますため、部会におきましては、7市町村において、補助制度を設けておりますことから、新市においても補助制度の必要があるものとして調整を行いました。補助率等の調整につきましては、補助制度のない所が2団体、補助制度のある団体で、おきましては、3 / 10から10 / 10までと、それから、補助限度額も5万円から45万円まで、様々でございまして、こうした状況、それと、施設の設置の経費、或いは影響額、統一による影響額ですけれども、こうしたものを考慮して、調整させていただいたものであります。以上でございまして。

会 長 それでは、辻さん。はい、どうぞ。

辻委員 すいません、もうひとつだけ。2 / 3の補助をいただいておりますのが、1 / 3になると、まだこれからの町村はよろしいんですけども、私とこのように、2 / 3が当たり前やという考えで、結構設置されますと、お金がかかりまして、そうすると自治会長たち、すごい一生懸命になっておりますのに、何か、2 / 3は貰うつもりが1 / 3になると、何か、ちょっと、どういうふうなかなあと思われましたので、私はこれ、

個人的な考えなんです。委員会のどなたも議員さん、おっしゃいませんでしたんですけど。どうかなあとと思ひまして。

会 長 市長さんも何かおありですか。どうぞ。

池田委員 久居市の池田でございます。ちょっと、議長の発言の補足をさせていただきたいと思ひます。これは、基本的に行政として、ごみ収集をするについては、ステーションを作る場所がないということで、個別収集を久居市でもやっておるわけです。しかし、個別収集よりもステーション収集の方が、よりごみ収集の効率化が図られるということで、本来であれば、これは行政として集積所、ステーションを作る必要があるというふうに私は考えるんですが、そういった中で集積所を作るのに、ステーションを作るのに非常に苦勞するわけです。誰でも自分の前に集積所を作られると、かなわんわけです。集積所を作るのに、たいへん苦勞するんですが、そういった中で、ごみ収集のより効率化を図るために、ステーション化をこれまで進めてきました。しかし、全額本来なら市でやるべきだと思いますが。しかし、市の財政状況も勘案しながら、久居市としては、2 / 3という上限枠を決めて2 / 3、45万円と決めておりますが。これもかなり、進んできておりました、これから、作る場所がない所が残っておりますので。どんどん、減っていくとは思ひますが。しかし、やっぱり、市として、行政として、ステーション化を図ることがごみ収集の効率化につながることは間違いないわけでありまして。さらには、また、個別収集ということになりますと、野ざらしということでありまして、野良猫なり、あるいは、また、鳥が突付いたりということで、ごみが散乱をして環境問題にも発展をしかねるわけでありまして、そういったことも含めて、やはり、ステーション化については行政としても進めるべき課題ではないか、そういう意味からいけば、やっぱり、補助を出してでも当然ステーション化を図るというのが、私は、やっぱり、進めていく必要があるのではないかとということで、調整項目としては、1 / 3、15万円ということでありまして、できれば久居市の、久居市が一番高いですかね。上限枠としては一志町さんが50万円ということで、まあ、1 / 3ですが。内容的には久居市が一番高いのかも分かりませんが、いずれにしても、少し、1 / 3、15万円を検討してもらいたいという強い意見が議会でも出ましたので、そのへん、是非考慮をしていただきたいというふうに思ひます。

会 長 それでは、今のご意見を聞いていただいて、部会長さん、もう一度。

環境部会 はい。ステーション方式でございますが。ステーション方式のメリットというのは、おっしゃいますとおりでございますが。津市の状況を申し上げますと、燃やせるごみ5,500箇所、これステーション方式でやっている訳ですけども。このうち、施設を設置してあるのは、約3百数十箇所という状況でございます。ステーションが必ずしも施設では、津市の場合、ございません。ただ、ステーション方式のメリット、これは行政にとっても、非常にメリットがありますので、そのへんの効率化の観点から自治会等に協力をお願いして推進している。ということでございます。

会 長 皆さんはいかがでございますでしょうか。何かご意見が。皆さんのご意見をお伺ひいたします。じゃ、私、確かにごみをどういうふうにして、スムーズに収集をしていく。確かに市町村の一般廃棄物はやらなければならない仕事です。しかし、今、部会長も、ちょっと、そんなことを言っていたと思ひますが。おそらく、何から何まで、全部行政がやらなきゃならんということには、なっていないと思ひます。当然、住民の方がやっていただく部分やら、皆、それぞれが重なり合っただけの一般廃棄物行政だと思うんですけども。それも、国の過去のこの問題についての判断では、市町村それぞれの事情を考慮して、合理的な最良判断でと、こういうふうになっておりますので。そのへんが言ってる方と実際にやる方との何か難しさになってくるんだと思ひますが。一般論はもうひとつ申し上げれば、木下さんもおっしゃっていたけれども、全体の最適化とおっしゃったけど。当然、僕はそのことも大事だと思うし、もうひとつ大事な

のは、今と将来と、もう少し長い時間を通しての最適化ということも考えなきゃならんと思います。だから、マスコミでいろいろとよその合併が報道されて、そして、その形のあり方について、コメントなんかがありますけれども。確かに、僕は、それ読んでいて、さすがにそういうご意見はなくなったんですけども。負担が一番軽い方、サービスが一番高い方に合わせておけば、そりゃ、確かに、この協議会も、それから幹事会も、分科会も細々としたひとつ、ひとつのことを、皆さんと、10こあるんですから、意見の違いは当然ですけども。そこんところでやっていかなくてもいいんかも知れませんが、でも、私は、やっぱり、これからの、さっき冒頭に国の財源の考え方を申し上げたのは、けして補助付きの仕事ですら、1兆円を落として5千億円だといわれているぐらいですから。ましてや、単独の仕事においておや、非常に厳しい状況にならざるを得ないと思います。皆さん、確かに、住民の皆さんが利益を受けていただく大きい方ということ、それは当然、我々は、行政サービスをするものは心がけなければならないものだと思いますけれども。しかし、今、それやって将来大きなところで、ごとんと落としてしまわなきゃならん現実に直面すると、いうふうに我々が今まで経験、勉強の結果を読んでいけば、それを賢く回避をして、そして激変を緩和していくというのも、これも大事な仕事だと思って、こういうことになっていると思います。ごたごたと申し上げましたけれども、2/3と1/3の意見、私は、1/3の部会なり幹事会の考え方をそうだなと、現行のお金の、このことに対してのお金の出し様を全体ひっくるめて今のバランスぐらいに止めれば、久居市さんの2/3を1/3というのも全体がこうじゃありませんから。この部分においては、やはり、少しご辛抱をいただいて、そして、そのことだけが一般廃棄物処理行政をスムーズにやるということの手段だけではないというふうに、これから努力していくのかなと思ってたんです。でも、それは私の意見として申し上げましたが。じゃ、もうひとつ幹事会でどんなご意見があったのか聞いてみましょうか。

高橋幹事長

はい、幹事長をしております津市の高橋でございます。この件につきましても、幹事会でいろいろ議論になりまして、やはり、補助制度を持っていないところが3市町村ございまして、新市全体で実施した場合、どの程度の補助の需要と申しますか、申請が出てくるのか、そのへんが非常に把握しづらいというところで全体の事業規模をそれほど大きくする訳にもいかないということで、現在ここ3か年の実績が出ておりますけれども。この中で、この1千万円から1千5百万円程度の事業費の中で、新市の需要に対応していくためには、やはり、補助率、限度額については、この程度に抑えていかないと、需要に、特に津市が今まで実施をしておりませんでしたので、申請が出てきた場合に対応していくことが非常に難しくなるのではないかと。ですから、数を絞るか、なるべく多くのごみステーションの設置に対応していくかというところで、このような形での1/3、15万円という形で落ち着いたところでございます。特に、これを大きく限度額を上げますと、来年度予定を、事業をやらせられます市町村が、ほとんど事業はできないような形にもなるという恐れもありましたので、このような形での調整をさせていただいたということでございます。

会長
前山委員

どうぞ。

基本的には、久居市長さんがおっしゃられたことに、私、実は賛成でございます。予算的な問題はいろいろあるかと思えます。随分と前になります。ヨーロッパの方に視察に、ごみ行政の視察に行った時に、スイスに寄りました時に、街のど真ん中にごみの焼却場があった。それを、皆が迷惑を被っていないのか、文句は出ないのかという質問をどなたがなされた。そうしましたら、随分時間がかかって返答がきた。それは、何にも関係ありません。みんなの合意の中でやられました。こういうことです。それは、何故かという、何故時間がかかったんかという、みんなが排出するごみを一番効率的な所でやるということに、みんなの意見は集中しているんだと。一致しているんだと。こういうご意見でありました。それほど、ごみに対する市民の

考え方がそこに集約されていると。同時に、ヨーロッパへ行きますと街角には随分と分別が進んだたくさんの大きなボックスが並んでいますがね。そういうようなものを日本であまり見ない。だから、ポイ捨てがどんどん増えていくと。ああいうふうなものは行政が、むしろ設置しながら、きれいな街を作っていくということが大事なんではなかろうかと、このような気もいたします。従って、そういったごみ対策についても、ある程度のところまでは行政がやらなきゃならない問題ではなかろうかという気もいたします。以上です。

会 長 ありがとうございます。ある程度のところまではと、おっしゃると、そこところが、ある程度はどこまでかという議論なんですよ。予算的なものが、いろいろ、あるけれども、とおっしゃったのは、本来我々はそこで済まず訳にはいきませんのでね。予算が大事なんです。お金が大事なんです。と思いますが。特に、ご意見というふうにおっしゃったので、これ以上の議論はいたしません。でも、久居市さんは、どういうふうにご考えられますか。

池田委員 ちょっと、津市さんにお聞きをいたしますが。燃やせるごみのステーションは約5,500箇所、しかし、現実に集積所300箇所と言われましたが、私どもの認識はきちっとした鳥だとか、野良猫だとか、そういうものは一切入れない。あるいは、また、通勤途中で久居市民以外の方が、たまたま、野積みのところであると、ほって行かれる。そういうこともありまして、きちっとした集積所を作ってます。従って、そのへんが、この5,500箇所というのは、ここへ置いてくださいという場所指定だけのことではないのかという気がします。従って、きちっとした集積所があるのか、ないのか、先程の説明からいきますと、370箇所はそうかなという気がします。そのステーションは市で作られているのか、自治会が作られておるのか、そのへんは、どういう状況なんですか。

会 長 それじゃ、津市の担当の方。

環境部会 燃やせるごみにつきましては、約5,500箇所でございますが。これは、いわゆる施設の設置していないもの。これもステーションというふうにしておりまして、いわゆる施設を設置してあるのが、約350箇所程度でございます。

会 長 それから、もうひとつ、市が作ったのか、誰が作ったのかというご質問。

環境部会 施設の設置につきましては、自治会で作られております。ステーションの設置場所等につきましては、自治会と協議して場所を決めさせていただいております。以上でございます。

会 長 市は作っておりません。自治会が。はい、どうぞ。

辻委員 もう、ひとつだけ。ちょっと津市へ行きますと、道路によく転がっております。ああいうのは、どうです、津市の市民の方は集積所を作ってほしいと思われませんか。あ、あんまり。私、よその市のこと心配するわけやないんですけど。津市の助役さん、高橋助役、幹事会のえらいさんですか。その方が今、津市は補助やっていないから、皆さん平等にと、おっしゃったんですけど。津市はやってないから、そんな1/3や2/3、簡単におっしゃいますけど、私とは、ごみについては、真剣に考えております。そんな、1/3、2/3でも、結構、今、議長のお話も聞かしていただくと、いろいろ、言われることもよく分かるんですが。津市さんと一緒にしていただきますと困りますので。今さっき、ちょっと、おっしゃったんですけど、津市さんも1/3ぐらいなら、私も満足して、詳しく津市のこと読んでなかったんですけど。今の助役さんのお話聞かせていただきましたら、してないと。市長が聞かれまして、350箇所しかしてないと。いっぺん、津市の見てくださいましたら、要らん心配する必要ございませんが。集積所はいつか、私は要ると思うんですけど。久居市の方は、ほぼ市内だけぐらいで、あとは皆整いましたので、補助の2/3、そんなに前ほどはお金が要らないと思いますが。ちょっと、そのところが解せないんですけど。1/3、2/3、ちょっとしたことなんです。何とかよろしく願います。上手によう言い

ませんので。

会長 私、津の市民で、自分でごみを出しますけれども、どっちがきれいでしょうね。久居市さんと津市とどっちがきれいやろ。ここらへんが、辻さんのおっしゃる基本になるのかもしれないね。きれいであってほしいですね。うちは、そういう集積所作ってないけども。朝、収集車が来て、そして、住民の方がきれいに掃いて、あとは転がってないと思うけれども。そりゃ、収集車の来るまでは、ごみが積んでありますからね。いろんな状態で、今、辻さんと、きれい論争するつもりもないけれども。僕は、やっぱり、ある程度は市民の方の、それぞれ自分たちのごみだから、電信柱のところまで出して終わりという感覚じゃなくて、やっぱり、もっといろんなことに努力をしてほしい。それが、これからの行政のあり方で、何もかもという訳じゃないけれども。行政がお金を出して、きちんとしていく。それは確かに姿勢としては、そういうものもあるやろうけれども。そのへんが、皆さんが感じになっている、どの程度かというところだと思いますね。ごみの収集車にしたって、今の倍だけの人数で、どこどこ、どこどこ集めていけば、きれいになるやろうし、収集体制をある程度、人件費を節約すれば、それと違った結果になるし。これ、非常に協議会で皆さんの中でご議論をしているのが難しい話なんだけども。まあ、短い時間急ぐ訳じゃなし。もういっぺん、議論を幹事会でやってもらいましょうか。で、おっしゃる意味は、幹事さんも主張していたと思うけれども。特別委員会でそんな声もあったよと。代表の議長さんがおっしゃったんだから。また、それも幹事会で伺って、そして、ごみのあり方について、議論をしていただいて。だから、これは、もうルール申し上げるけれども。本当にお金がたくさんあれば、そりゃ、はい、はい、ということだと思いますけれども。しかし、それ以外に、やっぱり、住民の方が一緒にごみのことを考えていただくということも大事だし、いろんな切り口から議論をせないかんとしますので、ちょっと、今日ここで、辻さんと私とごみ議論はこの程度にして、幹事会にもういっぺん、この話をしてもらって、そして、結果、どちらの答えが、どっちの議論の結果が出てくるかは別してね。また、皆さんに報告をいたしましょう。よろしゅうございますか。皆さん、よろしゅうございますか。はい、分かりました。それでは、久居市長さん、よろしゅうございますか。それでは、原案どおりの内容という訳にはいきませんでしたけれども。もう一度幹事会に申し訳ないけれども。議論を再度とこういうことにして、次にいきます。はい、どうぞ。

海野委員 区分の7番について、ご確認をいたしたいと思います。私、いわゆる、ごみ処理施設の操業に関する協定でございますが、ここに書いてございますように、現行のまま新市に引き継ぐ。そして、また調整の具体的内容は、それぞれのセンターが、設立当時いろいろな経緯があって、調整の具体的内容についての表現は、こういことになろうかと思ひますし、このことは理解をいたしております。そこで、ひとつ、確認をさせていただきたいのは、やはり、新市に移りまして、これまでのひとつの経緯がある、その内容を、是非実現に向けて、しっかり議論をしていただきたい。そして、この経緯の中には時間的にきちんと決められた部分もございますので、くどいようですが、分科会とか、また幹事会の内容も私、つぶさに伺っておりますし、そういう方向に議論されているやに理解いたしております。それぞれの当該センターの設立時におけるこれまでの定義なり、覚書の内容は、周辺の住民の方々のひとつの願いでもございますので、積極的にこれを議論していただいて、そして、それぞれの経緯にそってひとつの結論を出していただきたいと、こういうことを要望し、確認をしておきたいと思ひますので。以上です。

会長 はい。お分かりになりましたか。海野さんのおっしゃっていること。はい、かしこまりました。

・協議第 44 号 各種事務事業の取扱いについて
環境対策関係（その 2）

会 長 それでは、次に進まさせていただきます。協議第 44 号、各種事務事業の取扱いについて環境対策関係その 2、についてですが。この内容は、し尿処理業の許可地域割、それから、し尿くみ取手数料、それから、合併処理の浄化槽設置整備事業補助の 3 項目です。まず、し尿処理業の許可につきましては、調整の内容は現行のまま新市に引き継ぐ。としております。具体的な内容といたしまして、新市での許可につきましては、し尿収集を確実に実施をいたしますために、従来の経緯を踏まえまして、旧市町村単位で、旧市町村の区域内で地域割が行われております場合は、更に分割して地域割を行うとしております。それから、し尿くみ取の手数料につきましては、調整の内容といたしまして、久居市等の方式によることといたしまして、新たに制度を制定するとしております。合併と同時です。具体的な内容といたしまして、新市のし尿処理のあり方については、条例事項としない方向で調整するとしております。次に、合併処理浄化槽の設置整備事業補助につきましては、調整の内容として、津市の例により調整をする。合併と同時としております。具体的な内容といたしまして、国、県の補助基準の動向を勘案をいたしまして、津市の例により調整をする。ただし、美里村、美杉村における現行の村費上乘せ分は当面の間、5 年程度であります。継続をする。なお、事業所にかかる部分は、合併と同時に廃止する方向で調整をする。以上のような内容でございますが、ご質疑等がございましたら、お願いをいたします。はい、どうぞ。

永田委員 すいません。美里の委員長の永田でございます。区分 3 のことで、ちょっと、お聞きしたい。委員会の中で出てきました意見等も踏まえてお聞きしたい。まず、議長さんもよくご承知のように、我々は 4 衛という組合でやっております。ここは、今まで条例という各市町村で設けてやっておりましたのを、今度はもう条例撤廃というような、条例を設けないでしていくと。というようなことで、新しい方向でいくというのは、そういうようなことになっておりますが。これ、条例を今まで設けてあったがために、何か、それがために不都合なことがあったのか、どうか。また、逆にいわれれば、住民側からすると、条例も何も決め事がなくなった。というような不安というもの、ちょっと、感じられるというようなことが、意見が出てきましたんで、そういった点も、ちょっと、お伺いしたい。

会 長 はい、どうぞ。あの、大事のことですから、ちょっと、丁寧に。はい、お願いします。

環境部会 まず、4 衛の条例規定でございますが。4 衛につきましては、いわゆる、処分の施設の利用に関わる規定が 4 衛自体にあると思っております。それは、廃止するというのではなくて、施設の使用料としては 4 衛分として残されるということでございます。これは、いわゆる、くみ取の手数料ですんで、施設へ投入する時の部分ではないということでございます。4 衛との関わりではそういうことでございます。それから、条例事項としないという調整をさせていただいておるんですが、一番、最後のし尿くみ取手数料等の状況という参考資料をご覧いただきたいと思っております。ここでは、津市と安芸郡の市町村が条例で、し尿くみ取料というものを定めております。久居市さんと一志郡の各町村さんにつきましては、そのくみ取手数料を条例で定めておりません。これを条例で定めるということになりますと、いわゆる、民間の許可業者さんのくみ取料金と申しますのは、一応条例で定める額を超えてはならないという廃棄物処理法上の規定がございまして。これを条例の額で定めるといたしまして、そういった観点からは、美杉さんの額、一番高い訳でございますが。この額を条例で定める必要があると。そういうふうな具合になってしまいまして、そういったことから、久居市、一志郡さんの例によりまして、条例事項としない。条例の規定から外す。という調整

をさせていただいたものでございます。

会 長
永田委員

どうぞ。
よく分かりました。私どもでは、ただ、条例の撤廃。今まで、あったやつがなくなつた。住民サイド、業者さんが困るのか、住民が困るのかは、わかりませんけども。どちらも困ったらあかん訳です。ですから、そんなことで非常に、料金跳ね上がるんじゃないかという心配等も意見としては、あった訳なんです。そういった面からも、条例で設けないというのであれば、できれば、行政指導は、できれば、そういったことでしてほしいというような要望もございましたんで、そこらだけ、ちょっと、要望としてお願いをしておきたいな。

会 長
環境部会

はい、もう一度。
先程おっしゃいました料金の関係につきましては、既に、先進といいますが、そういう実績がございますので。それらの状況を見させていただきまして、適切にやらせていただきたい。というふうに考えております。

会 長
横山委員

いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。はい、どうぞ。
失礼します。少し、その関連で失礼なことを申し上げますけど。今の合併協議会の中で木下さんの意見に、ちょっと反するようなことがあるかも知りませんが。これ、条例撤廃というのは、条例の中に津市と安芸郡の4か町村が、今度海洋投棄が出来なくなりますね。そうすると合併した場合は、安濃町へ全部持って行く訳ですか。そのし尿というのを。そこんところが条例で、津市と安芸郡しか、ほれないようになっているのか。そういうようなとこ、ちょっと、お聞きしたいと思って。もし、10か市町村が合併しますわね。した場合に、海洋投棄ができなくなった場合は、安濃町へし尿を全部持って行くのか。そういうような関連で聞きたいと思います。その中に、その5か町村でしか、ほれないという解釈になっておるのか、条例の中には。

会 長
環境部会

はい、どうぞ。
今回のこの条例の撤廃につきましては、いわゆる、施設、くみ取ったし尿の投入処分といいますが、施設での処理にかかる料金は撤廃しないと。一応設けたままと。4衛ともうひとつ、クリーンセンター雲出という施設が一志郡、久居市さんのところにある訳ですけども。陸上処理ができる施設といたしましては、その2つでございます。新市になってから、丁度、海洋投入処分が19年1月にできなくなるということでございますので。これらの処理は陸上処理に切り替えていかならんというふうに考えております。

会 長
環境部会
会 長
横山委員

クリーンセンター雲出は、どこが管理してらっしゃるの。
一部事務組合でございます。
管理者さんは、どなた。久居市長さん。十分能力ありますか。ありますね。
何か、津市と安芸郡がやっているところは、何か増強すると。いろいろなことがあるのかなと、思って、ちょっと、お聞きしただけのことでございます。はっきり、そうやってしていただいたら、結構です。

会 長
海野委員
会 長

じゃ、4衛の管理者さんにお伺いすれば、いいんですね。海野さん、ちょっと。
4衛の、これからのことですか。将来の。いわゆる、海洋投棄の。
海洋投棄ができなくなれば。もちろん、流域下水道というのをどんどん進めていけば、それでいいんですけども。なかなか、そこがおっ付かないとなると、やはり、処理センターでやらなきゃいけない。だから、今、久居市長さんにお伺いしたけれども。雲出の方と、それから、4衛の今の安濃町さんでお願いしている両方で、多分、いくんでしょうね。だから、横山町長さんのご心配も何かそのへんがどういうふうになるの。容量がしっかり、両方あれば、19年1月の対応に大丈夫と。こういうのが、我々の認識でいいと思うんですけどもね。そんなところを。

海野委員

これは、19年に海洋投棄が廃止になりますと、当然、両施設で、このへんのところは、協業していかなきゃなんらんと思っております。従いまして、片方の施設へ全部行

くとか、両方どうするかということは、これからの協議になってくるかと思っております。現時点では、まだ、そこまでは協議は詰めておりませんが、やはり、この10か市町村のし尿処理の処理と、こういうことでございますので、広い見地にたって共有していきたいと。こんなことで出ささせていただいております。

会 長 まあ、横山さん、今まで2つ、別々にありましたのでね。お金の持分とか、いろいろ、気になさると思いますけれども、合併して1つの市になってしまえば、それは、1つの市の中で両方を運営していくということになると思います。はい、どうぞ。

前山委員 私どもの一部事務組合は、久居市長さんが管理者でありますけれども、この施設は一志町内にある訳です。現在も、嬉野町も入っての一部事務組合ですので、すぐに出て行ってくださいという訳にもいかないというふうな状況でございますので、この久居の施設を、久居じゃなくて、私どもの地域内にありますものを大きくするということになりまると、そういった地元体制がいるのではないかと、これは、久居市さんとも共通する問題でございますが、私は、そう思っております。

会 長 今の大きくするというお話は出てなかったと思うんだけど、今で、その処理ができるというお話ですから。人口がものすごく倍にでもなれば、そら、また、何とか考えていかなきゃなりませんけども。

前山委員 両施設でできるんですか。

会 長 そういうことです。

前山委員 可能なの。量的に。

会 長 可能なのって、そういうお話を今、久居市長さんと安濃町長さんから聞かれたでしょう。ですから、流域下水道がどういうふうに進んでいくとか、いろいろと、ありますから、可能なのって言われたって、はあとか、うんとかは、なかなか言えない難しい問題です。でも、1つの市の処理施設になって行くんですから、それは、可能でなきゃ、可能であるようにしていかなきゃしょうがない。こういうことです。それから、どこの場所にあるか、ないかというのは、し尿処理施設、今、安濃町さんとあなたのところをお願いしているけども。じゃ、粗大ごみはどう、久居市さんの焼却の処理場はどうか、いろいろ、これは地域別にお話をしていくと、とんでもないことになりますから。だから、これこそ、合併すると否とに関わらず、あんまり地域性はなくて、全体でものを考えていかなないと。今から、我々白山町さんをお願いをして、最終処分場ということになる訳でしょう。だから、そこを、今、我々が大事なんです。

前山委員 そこは、よく分かります。垣根がなくなりますから。一志町の町内なんてことは、今、言いましたのは取り消しますが、そうでなくて、やっぱり、地元対策ということも、いろいろ、私どもとしては心配をしなければならんということでもありますし。流域下水道にしたって、我々今の段階において、みこすことはできる訳ですね。そんな簡単に全然分からないという姿じゃないと思うんです。それを、どれだけ処理していかなきゃならんのか。処理能力がどれだけあるのか。それぐらいのことは、我々で分かるはずなんで、その議論も先程の芸濃町長さんの話の中にあったんじゃないかと、こういうふうにして言った訳です。

会 長 今の処理能力の分析をやっていると、ちょっと、長くなるので、あとから幹事さんに聞いてください。いかがですか。それでは、この3項目の調整案につきまして、特にご異議がないようございましたら、先に進めますが、よろしゅうございますか。

(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、協議第44号の各種事務事業の取扱いについて環境対策関係その2につきましては、いろいろ、ご意見も伺い、対していかなければならんことも多うございますが、協議の結果、原案どおりの内容とさせていただきます。

・協議第 45 号 各種事務事業の取扱いについて
文化振興関係

会 長 それでは、続きまして、協議第 45 号、各種事務事業の取扱いについて文化振興関係でございます。これは、文化団体の育成についてと、それから、指定文化財等の保護管理の 2 項目です。まず、文化団体の育成についてですが、調整の内容といたしましては、新たに制度を制定する。合併と同時としております。具体的な内容といたしまして、文化団体への補助につきましては、補助金交付要綱を制定し、対象団体を規定をいたします。また、補助対象団体は、新市全域を対象区域とする文化活動団体の連合組織に支援を行っていく方向で調整をしております。それから、指定文化財等の保護管理の調整の内容といたしましては、新たに制度を制定する。合併と同時としております。具体的な内容といたしまして、指定文化財の補助金につきましては、補助効果を勘案しつつ、補助基準、率などを設定をして、要綱などを制定をいたします。それから、民俗芸能伝承活動補助金等につきましては、各市町村間でばらつきが大きゅうございまして、また、明確な基準もないこととございますので、基準を見直して検討をすると、こういうふうな内容でございますが。このことにつきまして、ご質疑とか、ご意見ございましたら、お願いをいたしたいと思っております。よろしゅうございますか。はい、どうぞ。横山さん、ちょっと、待ってくださいね。

池田委員 すいません。久居市の池田でございます。この区分 11 の関係で、新たに制度を制定する、合併と同時。これだけではないんですが、これまでの協議の中でも、新たに制度を制定する、合併と同時。そして、具体的内容で補助基準の見直しをしてみるとか、いろいろ書いてあるんですが。この具体的調整内容を、どこで、どう決めるのか、それぞれの議会で議論する場があるのか、これだけで終わってしまうのか、そのへんがどうなるのか、お聞きをしておきたい。

会 長 はい、それは幹事長。はい。

高橋幹事長 はい。この件につきましては、他の今までに協議をお願いした事項についても、このような文でございます。それで、今までの協議会のスケジュールが 11 月ぐらいまでに、全体の事務事業の調整を終えようということを進めてまいりましたものですから。細部の調整がつかないものについては、まだ、合併までに、まだ、1 年以上残しておりますので、その中で更に詰めて協議会等に協議、または報告していくという形で、取りあえず、大きな方針、新たな制度を作るのか。それとも、どこかの市の市町村の例に合わせるのか、ということでご報告、協議をさせていただいて、その方向の中で、進めていきたい。ということとございます。そういう意味では合併と同時ということとでございますので、これまでに、協議会に必要なものは協議会の方に上げていきたい。と思っておりますし、できれば、なるべく早い段階で協議会の方に上げていきたい。と思っておりますので、よろしく申し上げます。

会 長 他にいかがでしょうか。それでは、この 2 項目の調整案につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会 長 はい、ありがとうございます。それでは、協議第 45 号、各種事務事業の取扱いについて、文化振興関係につきましては、原案どおりの内容で確認といたします。

・協議第 46 号 各種事務事業の取扱いについて
生涯学習関係 (その 4)

会 長 続きまして、協議第 46 号をご覧ください。各種事務事業の取扱いについて生涯学習

関係（その４）について、でございます。この内容は、生涯学習スポーツ審議会と、それから、公民館施設の配置の２項目です。先ず、生涯学習スポーツ審議会の調整の内容といたしましては、これも新たに制度を制定する。合併と同時としております。具体的な内容といたしまして、現在公民館の運営審議会と、それから、スポーツ審議会というのを置いてらっしゃるところが多いと思いますけれども、これを生涯学習スポーツ審議会に一元化をして、そして、その中に公民館に関する分科会、それから、スポーツに関する分科会、これを専門的に置きましてやっていこう。こういうことでございます。地区公民館の運営審議会は公民館運営協議会といたしまして、原則として公民館ごとに設置をする。それから、次に、公民館施設の配置の調整内容といたしましては、現行のまま新市に引き継ぐとしております。具体的な内容といたしまして、公民館の事務、それから、公民館の在り方について、新市に設置をいたします生涯学習スポーツ審議会に諮り調整をしたい。こういうことでございます。地域ごとに中心となる公民館を位置づける。こういったことで調整をするとしております。以上の内容でございますが、ご意見がございましたら、お願いをいたしたいと思っております。はい、どうぞ。河芸町さん。

水谷委員 河芸町の方で、いろいろ、心配になった議論というのは、この公民館の配置基準です。全体的には学区の単位で、もし、ものさしが作られているということであれば、中学校の校区の単位で、というようなチェック基準があるのか。或いは、小学校の単位でこの基準を設けているのか。そのへんの議論がかなり出てまいりまして、河芸町の場合は、小学校単位での基準で公民館を設置するというようなことで、現在までずっと運営されてきております。この基準のあり方によっては、かなり内容が変わってまいりますので、そういう点の議論が幹事会、或いは、この分科会の中で、どのように議論されておるのか、ちょっと、私どもの方では把握ができておりませんので、まず、最初にそれをお聞きしておきたい。

会長 どちらでいきましょう。幹事会か部会。

水谷委員 幹事会でお願いします。

会長 そう、じゃ、お願いします。

高橋幹事長 はい。公民館の配置につきましては、津市は現況欄と見させていただきますように、中学校単位に地区公民館で、小学校単位では分館という形で設置しております。他の市町村につきましては、ほとんどが小学校単位で地区公民館という形で配置をされています。それで、これをどういう形で配置をするかにつきましては、いろいろ、議論がありまして、なかなか調整がつかないということで、まだ、それぞれの地域で持っている公民館の位置づけというのかなり違っている。事業も異なっているということから、これにつきましては、具体的内容欄にありますように、新市で生涯学習スポーツ審議会を設置して、そこで公民館で行う事務、あり方について検討していく。ということで、現在の施設については、現行のまま新市に引き継いでいきたい。そういう形での調整が行われております。それで、今、公民館運営審議会ということで、各市町村で設けておりますのは、公民館運営協議会という形で、これを公民館単位で置くのか、市町村単位で置くのか、そこも地域ごとにお任せする形で進めていきたい。そういう形でのご了解をいただいでところでございます。

会長 お分かりですか。

水谷委員 今の説明をお聞きする範囲では、概ね、中学校ということの単位が引かれるような方向、或いはそういう方向を目指そう。というような議論があるかもわかりません。ただ、河芸町は小学校単位で全て事業も含めて、全部今まで成り遂げてきておる、ということでありまして、中学校となりますと１校しかないんです。ほっと、河芸町を眺めた場合、中学校でもし調整がされるということになると、１校で総てということになると、これ、総て事業は崩壊してしまうんです。今までの体制では、それは無いんです。そういうことをよくご存じの上で、これからの運営については、しなきゃな

らんな。ということになってきた場合に、これ、激変するような変化を求めていかざるを得ないと。これ以上、当初の合併の初期の段階では、とてもこの公民館活動について行けないという部分が出てくるんじゃないか。或いは、やっても、どのへんか、上の方のさわりで何かやっているというような形が出る危険性がある。いわゆる可能性が出てくる。そんなことより、少し猶予を持ったような調整ができないものだろうか。ということは、新たな制度を制定する。合併と同時となっておりますから。このへんは、非常に緊急を要するような問題に変わっていくんじゃないかというような心配があるんですが。そのへんは、いかがでしょうか。

会 長 じゃ、お願いします。

高橋幹事長 ちょっと、私の説明がうまくないのかも知れませんが。現在の公民館につきましては、16の項にございますように、現行のまま施設を引き継ぎますし、事業も今の形で実施をしていきたいと。それで、新市に合併をいたしまして、その新市の中で、新たな新市としての相応しい公民館の在り方について、審議会にご審議いただくということでございます。

会 長 ご納得いかれましたか。そういうことですね。はい、そうですね。はい、それでは、今のご懸念のことにつきましては、幹事長が説明をいたしましたので、関連の皆様方もご承知になったと思います。よろしゅうございますか。生涯学習関係その4。はい、どうぞ。

辻委員 度々申し訳ございません。最後なんです。これも特別委員会で議論が出ておりましたのでご報告を申し上げます。公民館運営審議会とスポーツ振興審議会を見直して生涯学習スポーツ審議会に一元化されるようになっておりますけれど、津市さんは、今までありましたけれど。今度新しく設置されましたが。久居市では、どうしてこの公民館運営審議会とスポーツ審議会とを一緒にするんだと。また、特に新市になって28万都市になった場合、行き届いた審議会にするためには、それぞれで審議するべきじゃないかというご意見が出ました。ただ、ひとつお聞きいたします。今、津市さんは、生涯学習スポーツ審議会とされておりますけれど、その実情だけお願いいたします。

会 長 はい、それでは、はい、部会長さん。

教育文化部会 失礼します。教育文化部会の宮武です。今、おっしゃったように、それぞれが2つの会だというのは、いろんな話の経過がございました。おっしゃるように、津市の場合、1つの部会を設けていますが、生涯学習という概念が学習というものと、それから、スポーツ、こういったものをより一体にとらえて考えていった方がこれからの住民というか、そこにいい付加価値が出るんじゃないか。例えば、今、体育指導員というのが、体育関係だけを一生懸命やっています。しかし、この体育指導員が公民館へ行って高齢者や子どもへの健康の指導とか、そういったことを踏まえると、より一体的な考えを出していこうと。今、津市の実情ということですが。この中では、今、これからの生涯学習もスポーツも一体的な1つの形を、審議会の中で1つの基本的な考え方というのを整理しまして、これは年度内にだいたい素案ができますので、今、教育所管については、館内の教育長さんの会議も多く持っていますから、そこにも、年度内にできましたら、お出しして意見を聞いて、そして、16年度の中で1つの形にまとめていきたい。このように考えています。

会 長 ということで、はい、どうぞ。安濃町長さん。

海野委員 少し細かくなりますので、部会長さんに確認だけしたいと思いますけれども。この公民館で、小学校単位で置く、現行でいきますよ。ということで、たいへんご苦労いただいたということは、よく分かっております。それで、その中味が、例えば、環境の問題とか、いろいろと現行の、それぞれ市町村は違う訳でございますが。そういったことも尊んでいただいて新市に移行していくと。その後も、そういう形態を尊重して、継続していくと。こういう考え方でいい訳ですね。その点だけ、ちょっと、確認をしたいと思います。

会 長 どうぞ。

教育文化協会 あの前、先程も話ございましたが、幹事長から、おっしゃるとおり、そのとおりでございます。そして、体制とともに、そういった新市におけるいい生涯活動も、そういったテーマが、例えば、学校教育との新しいニーズとか、家庭教育のニーズとか、そういったことが広い中で、それから、今、中教審のご案内どおり、審議会の中では、NPO なんかも含めた活動拠点を公民館使ったらどうかという意見も出ておるといふふうにお聞きしております。例えば、総合型スポーツクラブなんかは、将来 NPO の1つの原型になれば、より学習とこういった形を新市の中で高めていきたい。おっしゃるとおりと思います。

会 長 海野さん、よろしゅうございますか。

(異議なし)

会 長 はい、ありがとうございました。それでは、最後の協議になりましたけれども、46号の生涯学習関係、協議の結果、原案どおりの内容で確認いたします。ありがとうございました。本日の協議事項は以上です。

4 住民説明会について

会 長 それでは、次に会議次第の4、住民説明会についてを議題とさせていただきます。それでは、事務局説明してください。

事務局長から住民説明会の説明

会 長 説明は以上のとおりですが、今、事務局長が申し上げたこと、同じようなことを私が申し上げるのも失礼ですが、公共料金でありますとか、それから、都市計画税の取扱いの大事なことは、まだ、まとまっておりませんので、そろそろ、この日程であれば、住民の皆さん方は、そういったことも説明を受けるのではないかと。というふうにご期待をなさってらっしゃるかも知れません。まことに申し訳ないんですけども。やはり、何度か申し上げますように、10の市町村集まって、なるべく丁寧にご理解をいただき、合意をと。こんなふうに思っていますので、私の進め方の不手際もお詫びを申し上げますけれども、現状でございます。途中経過のようなものも多うございますけれども、是非、そこを住民説明会ご主催の首長さんなり、議長さんなり、いろいろ、フォローをしていただきまして、なるべく合併そのものの、ものの見方を、それから、現状を住民の皆さん方にお話をいただき、また、いろんなことのご意見を是非、吸収をしていただけたら。こんなふうに思っていますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。このことについては、よろしゅうございますか。じゃ、こういう日程は、皆さんからいただきまして、これは、まとめたことだと思います。細かくおやりになるところもありますし、そうでないところが、内容じゃなくて、会議の持ち方のことをお話しているんですけど。いろいろだと思いますけれど。どうぞ、それぞれの実情でお願いをいたしておきたいと思っております。それでは、次は、会議次第の5、次回協議会の日程等でございます。事務局長が日程やら、それから、今度ご協議をいただく分やら順次説明をしていきますので、お聞き取りをいただけたらと思っております。

5 次回協議会（第16回）について

事務局長から次回の協議会について報告

日時 平成15年12月18日（木）午後6時

場所 津市役所 8階 大会議室

協議予定事項

- 協議第47号 地域審議会の取扱いについて《協定項目》
- 協議第48号 条例、規則等の取扱いについて《協定項目》
- 協議第49号 事務組織及び機構の取扱いについて《協定項目》
- 協議第50号 一部事務組合等の取扱いについて（その1）
- 協議第51号 各種事務事業の取扱いについて
広報広聴関係
- 協議第52号 各種事務事業の取扱いについて
納税関係（その2）
- 協議第53号 各種事務事業の取扱いについて
保健衛生関係
- 協議第54号 各種事務事業の取扱いについて
高齢者福祉事業
- 協議第55号 各種事務事業の取扱いについて
その他の福祉関係

会長 大きな量を聞いていただきました。地域審議会の取扱いについてといったような性質的にも本当に大切なものやら、保健福祉の諸制度、これ本当に非常に多うございますので、お聞き取りいただいたことも大変だと思います。それぞれの団体が続いていても、毎日見直していかなきゃならんようなものもございますので、その点よろしく次回ご理解をいただきたいと思います。それから、こんなに多くなってまいりますと、協議会の職員それぞれ、皆さんのところから出て来ていただいておりますけれども、非常にハードな事務量を押し付けています。それから、部会に出て来ていただく方も本来であれば、日常のそれぞれの、皆さんの市町村での大変な時に、また、その分以上に協議会の詰めの仕事をお願いをいたしておりますので、本当に、私も大変だと思いますが、ここは一番頑張ってもらっております。どうぞ、そのへんを職員に皆さん方、温かく協力をしてやっていただいて、うまく行くようにと、こんなふうに思いますので、職員全体に成り代わりまして、お願いを申し上げたいと思います。それでは、今日は、8時を回りました。お願いをしたのは、ちょっと、待ってくださいね。以上でございますが、それでは、何か特にございましたら、お願いをいたします。はい、どうぞ。

豊田委員 すいません、貴重なお時間を。実は、先般三重県事業の一覧表をいただいたんですがございますけれども、特に、道路関係の事業がたくさんございました。これを、もし、出来たら事務局にお願いしたいのですが、この管内地図みたいな形にぼろっとしていただくことは出来ないかなと。そういうのを一部いただけたら、一番よく分かるんじゃないか、というような意見が出ましたので、もし、出来るようでしたら、ひとつよろしく願いしたいと思います。

会長 一部ずつお配りすることで、よろしゅうございますね。あとは複製していただくのは、それぞれで。それなら、いいでしょう。もう既にあるんじゃないかな。県事業を全体の地図にぼろっと。全体の地図はあるわな。管内の。

事務局長 全体の地図はありまして、三重県事業、ちょっと、まだ調整しているところもありまして、三重県とも、ちょっと、相談させてもらって、数があれば、各市町村一部ずつというような形になると思いますので。そんな形で。

会 長 はい。事務局長申し上げておりますように、はい、かしこまりました。それでは、今日はありがとうございました。以上でございます。本当に大変な日程の中で、何度か申し訳なくと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

平成16年1月15日

署名委員 1号委員 安濃町長

海 野 武 司 印

2号委員 香良洲町議会市町村合併調査特別委員会委員長

藤 川 啓 志 印

3号委員 津商工会議所常議員

鈴 木 秀 昭 印

会議録署名者に確認の結果、正本に署名・捺印をいただきました。